

水道法第 39 条第 1 項の規定に基づく 立入検査（2020 年度）の結果について



厚生労働省は、2020 年度における水道法第 39 条第 1 項の規定に基づく立入検査を、厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者 445 事業者のうち、31 事業者へ実施し、その結果を公表しました。

立入検査においては、主として水道関係法令、通知による指導等の遵守状況を検査することとして、以下の項目について、適切に実施されているかを確認しました。

- ・水道技術管理者、布設工事監督者等の事業の監督状況、認可（変更認可）や各種届出状況、給水開始前検査の実施状況
- ・施設基準の遵守等、水道施設管理の実施状況
- ・健康診断や衛生上の措置等、衛生管理の実施状況
- ・水質検査の実施状況、水質基準の遵守状況
- ・水源周辺等の汚染源の把握、水質管理に伴う施設整備の状況
- ・自然災害やテロ等、危機管理対策の実施状況
- ・情報提供や供給規程の周知等、住民対策の実施状況
- ・資源・環境対策の実施状況

立入検査の結果、31 事業者等に対して、154 件の指導が行われました。

水道施設管理に関する指摘が 40 件と最も多いですが、認可等に関する指摘が 29 件、危機管理対策に関する指摘が 28 件、水質検査に関する指摘も 25 件とそれぞれ多く見受けられました。

当社は水道法第 20 条に基づく厚生労働大臣登録水質検査機関として長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください。

資料 [2021年5月31日付 厚生労働省ホームページ](#)

環境検査箇所 大塚卓也